



島根県報

平成27年10月16日（金）

第2,743号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ " ）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	3
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（中 小 企 業 課）	3
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂 防 課）	6

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	（農 業 経 営 課）	7
-----------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院統合情報システム機器・機能更新業務に係る随意契約の相手方 等	（病 院 局）	7
統合情報検索システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競 争入札の落札者等	（警 察 本 部）	7
知能犯情報管理システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般 競争入札の落札者等	（ " ）	8
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借契約に係る一般競争入札の落札 者等	（ " ）	8
指掌紋情報管理システム賃貸借契約に係る随意契約の相手方等	（ " ）	9

告 示**島根県告示第681号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
石川脳神経内科医院	出雲市上塩冶町1630	精神通院医療	平成27年10月1日

島根県告示第682号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
五箇地区用排水施設事業（県営中山間地域総合農地防災事業）	平成27年7月21日

島根県告示第683号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町大呂602-2、603、2576-1から2576-4まで、2577
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第684号

平成27年農林水産省告示第1963号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市東林木町字鷺ヶ巣2073から2075まで、 2077、2083、2084	佐藤 邦夫	広島県広島市東区戸坂南1-18-5

島根県告示第685号

平成27年農林水産省告示第1964号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町八川1425、2590-2	部田 昭岳	松江市砂子町241
雲南市三刀屋町栗谷938-25	坂田 正博	雲南市三刀屋町栗谷79

島根県告示第686号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

五箇・都万

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

島根県告示第687号

平成27年島根県告示第535号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

出雲商工会議所 会頭 三吉 庸善 島根県出雲市大津町1131番地 1

3 意見の概要

(1) 意見の内容

ア 店舗周辺の交通環境等の悪化への対応について

(7) 店舗北側出入口の変更等

国道9号出雲バイパス渡橋北交差点から、副道に西進し、駐車場出入口②に至るまでの距離が短いため、ピーク時に渡橋北交差点の西進車両が渋滞する恐れがある。また、店舗北西側立体駐車場への入出車両と店舗西側平面駐車場への入出車両が、合流交差することから、店舗北側は大渋滞を起こす懸念がある。

については、立体、平面駐車場共に出入口の変更等の検討をお願いしたい。

(4) 市道四絡147号線等

a 市道四絡147号線は道路拡幅や、店舗南側の交差点については点滅信号機から通常信号機への変更が計画されているが、出店車両の71パーセントが通過すると想定されており、渋滞が起きることは避けられない。

については、交通整理員の配置等により円滑な車両通行に努められたい。

b 市道四絡147号線から東伸する市道大津新崎渡橋線、また、同147号線から西伸する道路は、迂回路として渋滞が起きることは避けられないが、現状は幅員が狭く交通安全上問題である。

については、効果的な対策を講じられたい。

(6) 店舗南側の交差点

県道出雲大社線と市道四絡147号線との交差点は、店舗入出店車両の多くが交わるため、大渋滞が発生することは避けられない。

については、県道を南進する車両の同交差点の右折を禁止するなど効果的な対策を講じられたい。

(5) 市道四絡146号線

市道四絡146号線は、店舗に隣接する部分については拡幅等が計画されているが、国道9号線有原交差点に接する北、南側道路は、いずれも右折車線が無いため従来から渋滞が発生している。今後通行車両が増えれば一層の大渋滞が発生することが懸念される。

については、南進、北進ともに右折レーンを新設するなど効果的な対策を講じられたい。

(4) 市道高松161号線

市道四絡146号線の北側バイパス付近においても、ア(7)に前述した渋滞の発生が懸念され、さらに渋滞を避ける車両が副道を経由し、市道高松161号線を国道9号へ向けて南進することが想定される。同路線は幅員が狭くイオン天神店(食品館)の開店によって通行車両が増加し、事故の発生が頻発していることから、交通安全上問題である。

については、効果的な対策を講じられたい。

イ 住環境の維持について

(7) 環境基準等の順守

駐車場に隣接する住宅等があるので、届出に記載されている内容を適正に実施し環境への影響を出来る限り低減すること。特に駐車場を利用できる時間帯が、早朝から深夜に及ぶことから、騒音、悪臭等について環境基準や騒音規制について法を順守し周辺の住環境に悪影響を与えないように努められたい。

なお、早朝、深夜の環境には十分注意し、苦情等があった場合は、事業者の責任において、速やかな対処を願

いたい。

(4) 青少年の健全育成

駐車場の利用時間が午後11時30分までと深夜にかかるため、閉店時に若者等が駐車場にたむろして騒ぐことのないよう、また、深夜徘徊など若者等の溜り場とならないよう青少年の健全育成に努められたい。

ウ 周辺事業者への配慮について

(7) 周辺事業者の雇用確保

このたびの増設により、パート、臨時雇用者がテナントを含め千人を超えると想定され、出雲市経済にとっては、相当程度の効果が期待される一方で、地元事業者での人手不足や事業者間での従業員異動等が生じることが懸念される。

については、一時的な時給金額の引き上げ等により、周辺事業者の雇用確保や雇用継続が困難となることが無いよう配慮願いたい。

(4) 周辺事業者の業務上の利便性確保

店舗に接する県道出雲大社線の沿線は、小売、サービス業など多くの事業者が営業をしている。

については、周辺道路の新たな交通渋滞の発生や事業者敷地内への無断駐車など、業務上の利便を損なうことが無いよう、必要な対策を講じられたい。

(2) 意見を述べる理由

店舗に近接する、国道9号出雲バイパスと国道9号線、県道出雲大社線は、地域住民の主要生活道路であるとともに、島根県東部の物流や観光など経済、観光産業の基幹道路である。

近年は、出雲大社の遷宮効果により、渡橋北交差点、渡橋中央交差点を中心に、出雲大社に向けての北進及び出雲大社からの南進車両が増加している。特に、観光シーズンには出雲バイパス消防本部北交差点から西進車線は頻繁に交通渋滞が生じている現状にある。

このような中で、渡橋北交差点、渡橋中央交差点を中心に同店への来店車両が加わることによって、慢性的な交通渋滞を引き起こすことが強く懸念される。

また、店舗周辺の渋滞を避ける迂回車両が増加し、周辺の生活道、農道等道路の交通体系全般に重大な影響を及ぼすとともに、消防、救急などの緊急機能への弊害も懸念され、交通安全上支障をきたすことが想定される。

このことは、生活環境をはじめとして、出雲市全域のみならず島根県東部の経済活動、観光産業等に悪影響を及ぼす可能性がある。以上の理由により、意見を述べるものである。

4 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

5 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第688号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成25年度～26年度	6枚	1冊	大野⑦	平成27年10月5日
安来市	平成25年度～26年度	25枚	1冊	東比田14・梶福留1	平成27年10月5日

島根県告示第689号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 浅井5
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市浅井町843番7	1号
〃 213番1	2号から7号まで
〃 212続1地先道路	8号
〃 1263番続1地先道路	9号
〃 212続1	10号
〃 212番5	11号
〃 1263続1	12号

島根県告示第690号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 中町2（追加）
- 2 土地の表示

昭和52年島根県告示第643号（以下「昭和52年告示」という。）で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱5号を結んだ線、標柱5号から11号までを順次に結んだ線、昭和52年告示で指定した標柱3号と11号を結んだ線及び昭和52年告示で指定した標柱2号と昭和52年告示で指定した標柱3号を結んだ線により囲まれた区域並びに昭和52年告示で指定した標柱1号と昭和52年告示で指定した標柱4号を結んだ線、昭和45年島根県告示第567号（以下「昭和45年告示」という。）で指定した標柱12号と昭和45年告示で指定した標柱13号を結んだ線、昭和52年告示で指定した標柱1号と昭和45年告示で指定した標柱12号を結んだ線及び昭和52年告示で指定した標柱4号と昭和45年告示で指定した標柱13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町中町行の尾9番21	5号
〃 10番35	6号
〃 10番42	7号
〃 11番5	8号
〃 2番1地先道路	9号から11号まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市竹矢町字客原613外3筆

2 申請年月日

平成27年10月6日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成27年10月16日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム機器・機能更新業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年9月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

160,219,620円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年10月16日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 落札に係る委託の件名及び数量
統合情報検索システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社鳥取県情報センター 代表取締役社長 谷口 真澄 鳥取県鳥取市寺町50
- 5 落札金額
33,836,400円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年7月7日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成27年10月16日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 落札に係る委託の件名及び数量
知能犯情報管理システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コア中四国カンパニー 支配人 新 幸彦 広島県広島市西区草津新町1-21-35
- 5 落札金額
6,869,880円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年7月17日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年10月16日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 落札に係る委託の件名及び数量
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社中国支社 支社長 長谷川 暢亨 広島県広島市中区八丁堀3-33
- 5 落札金額
117,676,800円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年7月17日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成27年10月16日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 件名
指掌紋情報管理システム賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年9月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 中国支店長 生田目 英明 広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号
- 5 随意契約に係る契約金額
33,009,120円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。